

平成30年10月6日

鳥取県西部社会人バドミントンリーグ

参加者 各位

鳥取県西部社会人バドミントンリーグ運営委員会

委員長 石谷 浩

### 第58回大会の特別ルールについて

日頃から、本大会の運営につきましては絶大なるご理解とご協力をたまわり、厚くお礼申し上げます。

さて、このたびも大会の開催に当たり、会場となる体育館の確保にいつもどおり取り組んで参りましたが、通常のルールで開催できる会場数を確保することができませんでした。

当運営委員会の力不足で、皆様方に多大なるご迷惑をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

当運営委員会では、なんとか開催できないかと、様々な可能性を探りながら議論をいたしました。参加者全員が平等に競技できることを最優先に考え、**第58回大会は、1ゲーム15ポイントの3ゲームマッチ（セッティング21ポイントまで）という特別ルールで開催するという結論に至りました。**

コート数が足りないための特別ルールであり、具体的には、**1部6チームの全試合を、ポイント数を減らすことで、2コートで開催しようとするもの**であります。

各位におかれましては、様々なご意見やご不満もおありかと存じますが、どうか諸般の事情をお酌み取りいただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

なお、体育館を確保する対策等も考えたいと思っておりますが、今後も大規模会場の改修等が予定されており、会場確保は困難が続くことが予想されます。

その場合は、今回のようなルールを再び適用させることも必要かと考えています。

つきましては、皆様方からのお知恵もお借りしながら、開催に向けて努力して参りたいと考えておりますので、引き続きましてのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(裏面には、最近問題になった事案を整理しておりますので、ご一読下さい。)

## 1. 西部社会人バドミントンリーグ大会参加資格について

本大会の参加資格につきましては、大会開催ご案内時にお配りしております要綱に記載しておりますとおり、鳥取県西部地区の2市2郡に在住若しくは勤務していることが前提条件となります。

そこで、まず2市2郡に在住しておられる方は、住所地のバドミントン協会に登録をしていただく必要がありますので、よろしくお願いいたします。

つづいて、2市2郡に住民登録はないものの、勤務しておられる場合につきましては、「西部リーグ登録」という手続きをお願いしております。

これは、県外や2市2郡以外の県内住所地で協会登録をしておられるかもしれませんが、当運営委員会ではそのことが確認できないことや、2市2郡で運営する負担の公平性を保つための手続きと考えておりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

---

## 2. 大会途中での棄権による遡り敗戦扱いについて

本大会では、終日という長丁場の試合のため、残念なことながら、けが等でメンバー不足が生じ、途中棄権を余儀なくされる場合があります。

今までは、当日のその棄権に至るまでに成立した試合は有効としておりましたが、**第58回大会以降は、メンバー不足や非正規メンバー出場による棄権となったチームの成績は、その日の最初に遡り全ての試合を棄権敗戦扱いとさせていただきます。**

理由といたしましては、実際にあった最近の例で、最初の1～2試合は順当に成立していたのですが、次に参加資格のない方が試合に出場され、その試合が棄権となったことがありました。これは当該チームの皆様は承知されていたのですが、次の試合からはまた正規の参加者での試合となり、試合が成立していったという事がありました。

問題は、これらの諸事情を理解されていない次の対戦チームが、この当該チームはそれ以降も棄権されるものと思い、オープン試合用のオーダーで臨み、敗戦となったことです。このように正規とそうではない試合が混在していくことは、対戦結果に不公平を生じさせる懸念があることから、当運営委員会では、冒頭のとおりに決定いたしましたので、なにとぞよろしくお願いいたします。

なお、試合開始時にメンバーが揃い、各試合が開始した後の試合中の棄権（怪我等）は正当な権利として認められており、棄権試合として敗戦にはなりますが、試合そのものは成立しますので、混同されませんよう申し添えます。